

平成23年 2月16日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の基準日等(7)…………… 1
- 秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日(8)…………… 1

選挙管理委員会公告

- 秋田県選挙管理委員会分室の設置…………… 1
- 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務…………… 2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第7号

平成23年4月10日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(平成22年政令第238号)第1条の規定により、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、告示する。

平成23年2月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 基準日 平成23年3月31日(年齢については4月10日)
- 2 登録日 平成23年3月31日
- 3 縦覧期間 平成23年4月1日

秋選管告示第8号

平成23年4月10日執行予定の秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、平成23年4月1日と定めたので、告示する。

平成23年2月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員会公告

平成23年4月10日執行予定の秋田県議会議員一般選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程(昭和28年秋選管告示第54号)第13条の2第1項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成23年2月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 分室の名称及び場所

分 室 の 名 称	場 所
秋田県選挙管理委員会山本分室	能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局内
秋田県選挙管理委員会平鹿分室	横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局内
秋田県選挙管理委員会大館分室	大館市片山町三丁目14番5号 秋田県北秋田地域振興局県税部内
秋田県選挙管理委員会男鹿市分室	男鹿市船川港船川字泉台66番地1

	男鹿市役所男鹿市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会雄勝分室	湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局内
秋田県選挙管理委員会鹿角分室	鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局内
秋田県選挙管理委員会由利分室	由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局内
秋田県選挙管理委員会潟上市分室	潟上市天王字上江川47番地100 潟上市役所潟上市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会仙北分室	大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局内
秋田県選挙管理委員会北秋田分室	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 秋田県北秋田地域振興局内
秋田県選挙管理委員会にかほ市分室	にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市役所にかほ市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会仙北市分室	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 仙北市役所仙北市選挙管理委員会事務局内
秋田県選挙管理委員会南秋田分室	潟上市昭和乱橋字古開172番地の1 秋田県秋田地域振興局福祉環境部内

2 分室の設置期間

平成23年2月16日から同年5月9日まで

秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第3項の規定により、平成23年4月10日執行予定の秋田県議会議員一般選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成23年2月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

処理すべき事務

- 1 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 2 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 3 選挙事務所に関する届出の受理
- 4 出納責任者に関する届出の受理
- 5 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 6 選挙公報の届出の受理
- 7 選挙公営に関する事務
- 8 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 9 当選の告知及び当選証書の交付
- 10 その他委員長が指定するもの

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号